



京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91番地

2018年9月6日

2018年台風21号により被害を受けられたみなさまへ

2018年9月4日に近畿地方を直撃した台風21号により被害を受けられたみなさまには、 心よりお見舞い申しあげます。

京都中央信用金庫(理事長 白波瀬 誠)では、このたびの台風により被害を受けられた方にご利用いただける下記の融資商品をお取扱いしております。

ご融資についてのご相談(現在お借り入れいただいている事業性融資・住宅ローン等のご返済や、新たなお借り入れについてのご相談等)につきましては、お近くの当金庫本支店までお気軽にご相談ください。

記

〇「中信 自然災害対策ローン」

➤ご利用いただける方

自然災害により直接的・間接的に被害を受けている法人及び個人事業主の方

- ▶お使いみち
 - ・災害復旧に必要な設備資金
 - ・自然災害の直接的または間接的な影響によって必要な運転資金
- →罹災証明は不要です。

〇「京都中信 自然災害復旧ローン」

▶お取扱い期間

2018年9月5日~2018年11月30日申込受付分

▶ご利用いただける方

2018年9月4日に近畿地方を直撃した台風21号により被害を受けられた方

▶お使いみち

被災からの生活再建にかかる次の資金 (事業性資金は除きます)

- ①住宅の補修・修繕費用
- ②自動車の修理・買換費用
- ③家具・家電等の修理・買換費用
- ④申込人が当金庫から借り入れた一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン (カードローンを除く)の借換資金(①から③のいずれかと合わせた申込に限る)

➤罹災証明は不要です。

○その他

- ▶お申込みに際しましては当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査を させていただいた結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめ ご了承ください。
- ➤ローンの詳しい内容または現在のご融資利率等につきましては、当金庫の本支店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ▶店頭に説明書をご用意しております。
- ▶商品についての概要は、次頁をご参照ください。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申しあげます。

OTEL 0120-201-959 または、075-694-2729

【平日(当金庫休業日を除く)9:00~17:00】

OFAX 0120-201-580

※フリーダイヤル(電話)は当金庫営業地区(京都府および滋賀県、大阪府、奈良県)のみ可能です。

中信 自然災害対策ローン

(2018年1月4日現在)

	(2018年1月4日現在)				
1. 商品名	中信 自然災害対策ローン				
2. ご利用いた	次の①~③の条件をすべて満たす法人及び個人事業主の方。				
だける方	①次のいずれかに該当する方。				
	≪災害復旧資金≫				
	自然災害(※)により直接的又は間接的に被害を受けている方。				
	│				
	将来の自然災害に備え、防災対策を講じようとする方。				
	②当金庫の定める融資基準を満たしている方。				
	③当金庫の会員資格のある方。				
	※自然災害の範囲については、「災害救助法」の適用を受けた地域が存在する災				
	害が対象です。なお、対象とならない自然災害であっても、当金庫が特に指定				
0 414117.4	したものについても対象となります。 ・災害復旧あるいは防災対策に必要な設備資金				
3. お使いみち	・自然災害の直接的又は間接的な影響によって必要な運転資金				
 4. ご融資金額	5,000万円以内				
5. ご融資期間	運転資金: 5年以内				
	設備資金:10年以内				
	※信用保証協会の保証をご利用される場合は、当該保証期間の範囲内となります。				
	※必要に応じて6ヵ月以内の元金据置も可能です。				
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率(変動金利型〈新長期プライムレート即時連動型〉あるいは固定				
	金利型)となります。				
	・変動金利型のご融資後の利率については、随時、当金庫の「新長期プライムレー				
	ト」を基準金利として見直し、変更がある場合は、変更日の2週間後の応当曜日以				
	降最初に到来する利払日の翌日から新金利を適用します。				
7. ご返済方法	「毎月元金均等返済方式」または「期日一括返済方式」				
8. 貸付形式	証書貸付または手形貸付				
9. 保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則り、お客さまの経営状況および担保保全状				
	況、またお客さまのご意向等を踏まえて、審査をさせていただきます。 のまたが、要しなる場合、対しのお客されば原則体表表する。(個人のお客されば原				
	保証人が必要となる場合、法人のお客さまは原則代表者1名(個人のお客さまは原 則不要)といたします。				
10. 担保	不動産、信用保証協会等				
10.15/	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、				
11. 保証料	信用保証協会保証の場合、別途信用保証協会所定の保証料が必要となります。				
12. 手数料	不要				
13. 苦情処理	本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または On				
措置	Your Side 事業部 (電話・FAX:0120-355-774) へお申し出下さい。				
	また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫				
	ホームページ(https://www.chushin.co.jp/)上のお問い合わせより、インター				
	ネット(24 時間受付)でも受付をしております。				

14. 紛争解決 措置

京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、On Your Side 事業部(電話・FAX:0120-355-774)または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。

また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 On Your Side 事業部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ(https://www.chushin.co.jp/)をご覧下さい。

受付日時は次のとおりです。

問い合せ先	受付日時	電話番号
京都弁護士会 紛争解決センター	月~金(祝日を除く) 9:30~12:00、13:00~17:00	075-231-2378
公益社団法人 民間総 合調停センター〈大阪〉	月~金(祝日を除く) 9:00~12:00、13:00~17:00	06-6364-7644
東京弁護士会 紛争解決センター	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00	03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00	03-3581-2249

15. その他

- ・お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によって はご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ・ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算または現在のご融資利率につきましては、 当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル20120-201-959(平日9:00-201:00)またはFAXフリーダイヤル20120-201-580(24時間受付)までお問い合わせください。

京都中信「自然災害復旧ローン」

(2018年9月5日現在)

	(2018年3月3日祝任)
1. 商品名	京都中信「自然災害復旧ローン」 (2018年9月4日の台風21号により被害を受けられた方: 取扱期間 2018年9月5日~2018年11月30日受付分まで)
2. ご利用 いただける方	次の①~⑤の条件をすべて満たす個人の方。 ①満20歳以上で継続して安定した収入が得られる方。 ②一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方。 ③当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ④当金庫の会員資格のある方。 ⑤2018年9月4日の台風21号により被害を受けられた方。
3. お使いみち	被災からの生活再建にかかる次の資金。 ①住宅の補修・修繕費用 ②自動車の修理・買換費用 ③家具・家電等の修理・買換費用 ④申込人が当金庫から借り入れた一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン (カードローンを除く)の借換資金(①から③のいずれかと合わせた申込に限る)
4. ご融資金額	500万円以内(1万円単位) ※ただし、今回のお申込み金額と当金庫ならびに他信用金庫取扱分を含めた一般社団法人しんきん保証基金保証付ローンの現在残高(貸越極度額)の合計額が一定範囲内であることが必要となります。
5. ご融資期間	10年以内(3ヵ月以上1ヵ月単位) ※必要に応じて6ヵ月以内の元金据置も可能です。
6. ご融資利率	固定金利 年0.8% ※但し、次のいずれかに該当する方については金利を年0.1%優遇させていただきます。 ①お申込み時点で当金庫の一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン (カードローンを除く)をご利用中の方。 ②当金庫の住宅ローンをご利用中の方。
7. ご返済方法	「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。また、ご融資額の50%までの範囲内でボーナス月増額返済の併用もできます。
8. 保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則必要ありません。
9. 保証料	保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。
10.手数料	手数料は必要ありません。
11. 苦情処理 措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日の 9 時から 1 7 時までの間に、営業店または 0n Your Side 事業部 (電話・FAX:0120-355-774) へお申し出ください。 また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ (https://www.chushin.co.jp/) 上のお問い合わせより、インターネット (24 時間受付) でも受付をしております。

1 2. 紛争解決 措置	京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、On Your Side 事業部(電話・FAX:0120-355-774)または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 On Your Side 事業部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ (https://www.chushin.co.jp/)をご覧ください。受付日時は次のとおりです。				
	問い合わせ先	受付日時	電話番号		
	京都弁護士会紛争解決センター	月~金(祝日を除く) 9:30~12:00、13:00~17:00	075-231-2378		
	公益社団法人 民間総 合調停センター〈大阪〉	月~金(祝日を除く) 9:00~12:00、13:00~17:00	06-6364-7644		
	東京弁護士会 紛争解決センター	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00	03-3581-0031		
	第一東京弁護士会 仲裁センター	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	03-3595-8588		
	第二東京弁護士会 仲裁センター	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00	03-3581-2249		
13.その他	 ・お申込みに際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・本申込みによって、当金庫からのお借入総額(一部の借入金を除く)が700万円を超える場合には、当金庫の会員となっていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金(1万円以上)が必要となります。 ・ローンの詳しい内容、ご返済額の試算、または現在のご融資利率につきましては、当金 				

庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959 (平日9:00~17:00) または FAXフリーダイヤル☎0120-201-580 (24時間受付) までお問い合わせください。